

愛知県インドネシアサポートデスク

2023年度にアップデートされた インドネシア会計基準について

ニュースレター(第9号) 2023年12月25日

本ニュースレターは、「令和5年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当：久米・荘林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナーおよび名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、およびサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

インドネシアの多くの企業は12月末が決算日であり、1月以降、監査法人による財務諸表監査が実施され、監査の対象となる財務諸表はインドネシア会計基準(PSAK)に基づき作成されます。PSAKは、国際会計基準(IFRS/IAS)へのコンバージェンス(収斂)が行われていることから、その内容はIFRS/IASとほぼ同様となっています。そのため、IFRS/IASが更新された場合には、それに応じてPSAKも更新されるようになっていきます。

企業の財政状態および経営成績をより適正に表すことを目的として、PSAKは毎年何かしらのアップデートが行われることから、企業は適用開始時期を考慮したうえで、アップデート後の会計基準に従い財務諸表を作成しなければなりません。

そこで今回のニュースレターでは 2023 年度にアップデートされた PSAK についてご説明します。

(PSAK 第 1 号の修正) 会計方針の開示

背景

会計方針の開示に関し、より有用な情報を投資者および財務諸表の利用者に提供することを目的として従来の PSAK 第 1 号「財務諸表の表示」に修正が行われました。

変更点

- ✓ 企業は、今後、重要な会計方針(significant accounting policies)に代えて重要性のある会計方針の情報(material accounting policy information)を開示することが要求されます。
- ✓ 修正後の基準では、企業がどのようにして重要性のある会計方針の情報を識別することができるかを説明し、会計方針の情報が重要性がある可能性が高い場合の例を提供するために新たな項目が追加されています。
- ✓ 本修正では、たとえ関連する金額に重要性がない場合であっても、その性質のため、会計方針の情報に重要性がある場合があることについて明確化しています。
- ✓ 本修正では、企業の財務諸表の利用者が、財務諸表における他の重要性のある情報を理解するために必要となる場合、会計方針の情報には重要性があるということを明確化しています。
- ✓ 本修正は、企業が重要性のない会計方針の情報を開示する場合、そのような情報が重要性のある会計方針の情報を覆い隠してはならないことを明確化しています。

影響

企業は、開示しなければならない重要性のある会計方針に該当するのかどうかを慎重に判断する必要があります。

適用日及び移行措置

2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

(PSAK 第 16 号の修正) 有形固定資産 - 意図した使用の前に得た収入

背景

試運転コスト等、経営者が資産を意図した方法で稼働可能にするために要するコストは当該有形固定資産の取得原価を構成します。しかし、例えば試運転時に生産した製品に関する収入について、企業間で会計処理にばらつきがありました。そこで、当該会計処理を明確にすることを目的として従来のPSAK 第 16 号「固定資産」に修正が行われました。

変更点

- ✓ 資産が正常に機能するかどうかの試運転コストを有形固定資産の取得原価に含める際に、資産を意図した方法で稼働可能な状態にする間に生産した物品（試運転時に製造した見本品等）の販売による収入を、当該有形固定資産の取得原価から控除することを禁止しました。
- ✓ 有形固定資産を意図した方法で稼働可能な状態にする間に生産した物品の販売による収入は、関連する適切な基準書に従って純損益として認識します。物品生産に係るコストに関しては、PSAK14「棚卸資産」の測定基準を適用します。
- ✓ 有形固定資産を意図した方法で稼働可能な状態にする間に生産した物品の販売による収入、および物品生産に係るコストに関して金額を開示し、それが包括利益計算書のどの項目に含まれているかを開示する必要があります。

影響

企業は以下のコストについて、区分して管理・把握しておくことが求められます。

- ✓ 資産を意図した方法で稼働可能な状態にするために発生した費用（有形固定資産の取得原価に含まれる項目）
- ✓ 資産を意図した方法で稼働可能な状態にする間に、生産に関して発生した費用（純損益に認識される項目）

こうしたコストの配分は見積りおよび判断を伴う可能性があり、企業によっては、より細かいレベルでコストを管理することが求められる可能性がある点にも留意が必要です。

適用日及び移行措置

2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

（PSAK 第25号の修正）会計上の見積りの定義の明確化

背景

会計方針と会計上の見積りとを区別することは企業にとって困難であることから、両者の区分を明確にすることを目的として従来のPSAK第25号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に修正が行われました。

変更点

✓ 会計方針と会計上の見積りの関係及び定義の明確化

両者の定義を以下の通りとしました。

会計方針	会計方針とは、企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則、測定基礎及び実務をいう。
会計上の見積り	会計上の見積りとは、見積もりの不確実性が存在するために財務諸表項目について正確性をもって測定できない状況において、会計方針を適用する際に使用する判断または仮定である。

✓ 評価技法の変更及び見積り技法の変更

財務諸表項目について正確性をもって測定できない状況において、当該項目を測定するための見積り技法や評価技法の選択は、当該項目に会計方針を適用する際に使用する判断または仮定が関係します。このため、評価方法の変更や見積り技法の変更は、会計方針の変更ではなく、会計上の見積りの変更として扱われます。

影響

企業は上記に従い、会計方針と会計上の見積りの区別について慎重に検討する必要があります。

適用日及び移行措置

2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

(PSAK 第 46 号の修正) 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金

背景

リースや廃棄義務などの取引では、会計処理を行うにあたり、資産項目と負債項目の両方が計上されます。

その一方で、PSAK 第 46 号「法人所得税」では、企業が資産又は負債の当初認識から生じる繰延税金を認識することを特定の状況において禁止しており（認識の免除）、本修正が公表される前は、このような状況において、繰延税金の認識をどのように考えるべきかについての見解にばらつきが生じていました。

当該論点を整理することを目的として従来の PSAK 第 46 号に修正が行われました。

変更点

- ✓ 繰延税金資産及び繰延税金負債の当初認識の免除規定に係る PSAK 第 46 号の記載項目を修正し、取引時に同額の将来加算一時差異及び将来減算一時差異が生じる取引については、当初認識の免除規定を適用せず、繰延税金負債及び繰延税金資産をそれぞれ認識することとしています。
- ✓ 例えば、リースの開始日に、借手は通常、リース負債及びこれに対応する金額を使用権資産の原価の一部として認識します。適用される税法によっては、そのような取引における資産及び負債の当初認識時に、将来加算一時差異と将来減算一時差異が等しくなる場合があります。PSAK 第 46 号の記載項目で規定されている当初認識の免除規定は、このような一時差異には適用されず、企業は、結果として生じる繰延税金負債及び繰延税金資産を認識することになります。

影響

企業はリースや廃棄義務などの取引(すなわち、企業が資産と負債の両方を認識する取引)についての会計処理を行うにあたり、繰延税金資産および繰延税金負債の計上について慎重に検討する必要があります。

適用日及び移行措置

2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

本改訂を適用する企業は、提示した最も早い比較期間の開始時に、関連するすべての将来減算一時差異及び将来加算一時差異に係る繰延税金資産（将来減算一時差異を利用できる課税所得が利用可能である可能性が高い範囲内）及び繰延税金負債を認識し、適用開始の累積的影響を、利益剰余金（または必要に応じて資本の他の内訳項目）の期首残高に対する調整として認識することとされています。

➤ よくある質問と回答

Q1：PSAKについて、毎年アップデートが行われることは理解しましたが、いずれも専門的な内容であり、理解することが難しいです。

会計や税務を専門としておられない日本人マネジメントの方にとっては、会計や税務特有の専門用語が用いられ、特有の考え方に基づいて会計処理や開示が行われるため、詳細な内容まで理解することは難しいかもしれません。

しかし、少なくともPSAKのアップデートが自社の財務諸表に影響を及ぼすか否かに関しては、万が一影響があった場合に親会社様にご報告することも考慮し、自社の経理担当者様や、監査法人を通じて確認しておいた方が良いと思われます。

次号では、「インドネシア税務に関する最新情報」をテーマとして配信する予定です。

以上

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■ 発行元

令和5年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

(東京事務所)担当：公認会計士 久米 徹
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

(名古屋事務所)担当：公認会計士 花輪 大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

■ 配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 荘林 健太郎(Kentaro Sobayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com